

第七十三回 昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案 特別委員會議事速記録第八號

昭和十三年三月十四日(月曜日)午前十時
二十四分開會

○委員長(公爵山縣有道君) 會議ヲ開キマス、質疑ノアル委員ノ御發言ヲ願ヒタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 大分今度澤山ノ公債ガ出ルコトニナリマセウガ、全體デ十三年度ニ於ケル國債ノ額ハ幾ラニナリマスカ

○政府委員(太田正孝君) 今大マカノコトシカ分リマセヌ、數字ヲ直グ調べマシテ、御歸リニナル迄ニ差上ゲマス

○子爵大河内輝耕君 ソレハ後ニ戴クコトニシテ、大分大キナ金ニナラウト思ヒマスガ、ソレニ付キマシテハ資金調節ノ上カラ餘程ムツカシイコトガ起ラウト思ヒマス、

政府ハ曩ニ資金調整法ヲ出シテ、色々ヤッテオイデニナルヤウデゴザイマスガ、實際アレニ依リマシテ許可サレタモノハドノ位ニナリマスカ、又斷ハラレタノハドノ位ニナリマスカ、大體ノ運用ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(太田正孝君) 昨年カラ始メマシタ資金調整法、結果ヘ、細カイ數字ニ付

キマシテ御申出ノ點ヲ御答申スコトニ致シマス、大體ニ於キマシテマダ昨年中ハ實ハケレド、資金調整ヲ行ヒマシタ結果ト致シマシテ、アノ法律ノ趣意ヲ汲ンデ、取止メ

タ人達モアリマスルシ、又コチラカラ此ノ際法律ノ趣意ニ依ッテ、止ヌテ戴クヤウニシタモノモゴザイマシテ、相當ノ效果ハ舉ゲテ居ルノデゴザイマスガ、今數字ノ點ハチヨット後カラ調べマシテ、御答ヲ致シマス

○子爵大河内輝耕君 種類ハ大體ドウ云フモノヲ許可サレマシテ、ドウ云フモノヲ断ハラレタコトニナリマセウカ、大體ノ數字デナイ説明デ宜シウゴザイマスガ、大體ノ趨勢ヲ御願ヒ致シタウゴザイマス

○政府委員(關原忠三君) 資金調整法ノ運用ニ付キマシテハ、詳細ノコトハ後刻數字デ以テ申上ゲルコトニ致シマシテ、大體ノコトヲ申上ゲマスト、御承知ノヤウニ事業標準ト云フモノヲ決定致シテ居リマシテ、其ノ

マスガ、其ノ標準ノ甲乙丙ト分レテ居リマスカ、即チ必要ナルモノ、丙ハシテ、甲ハ時局ノ爲最モ必要ナルモノ、丙ハシテ、甲ハ時局ノ爲最モ有效ニ最モ無

此ノ際事業設備ノ擴張等ヲ差控ヘルコトヲ可ト認メルモノ、乙ハ其ノ中間ニ位スルモノト云フ風ニ三階段ニ分ケマシテ、其ノ各ノ階段ヲ又程度ニ依リマシテ二種類若シクハ三種類ニ分ケマシテ、標準ガ作ラレテ居ルノデアリマス、ソレデ、大部分ハ甲種類ニ

屬スルモノヲ認可サレマシテ、之ニ次グモノガ乙デ、丙ハ最モ少イノデゴザイマスガ、唯施行當初ニ當リマシテハ、經過的ノ處置致シマシテ、既ニ相當著手致シテ事業ノ進行シテ居ルモノモゴザイマシタノデ、サ

ウ云フ點ヲ斟酌致シマシテ、丙ノ種類ノ事業ノ認可ニ對シテモ多少手心ヲ用ヒマシタハラレタコトニナリマセウカ、大體ノ數字メテ抑ヘラレタコト云フヤウナ實績ニナッテ計ヲ取ッテ見マスト、矢張リ大體資金ハ甲種ノ事業ニ流レマシテ、丙種ニ對シテハ極

ルト考ヘテ居ルノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 政府デヤ生產力擴充ト云フコトヲ非常ニ努力ヲセラレテ、我々モ其ノ趣旨ニハ贊成ヲシテ居リマスガ、ソレハ無論總テノ方面ニ生產力ヲ擴充スルンデナクシテ、此ノ時局ヲ前提トシテ生產力擴充デアラウト思フンデスガ、其ノ方面ハ先ヅ遺憾ナク達成サレテ居ルモノト見テ宜シウゴザイマスカ

駄ナク必要ナ所ニ注入シヨウト云フ目的ヲ以テ制定セラレタノデアリマシテ、私共ハ大體其ノ趣旨ガ半年間ノ運用ニ於テ遺憾ナク達セラレテ居ルト考ヘテ居ルノデアリマス、即チ必要ナル事業ニ付キマシテハ出來ルダケノ資金ヲ注入致シマス、併シ一面ニ於キマシテ所謂内種ニ屬スルモノニ付キマシテハ、相當其ノ事業設備ノ擴張ヲ抑ヘタ點ガゴザイマシテ、其ノ事業ノ方面カラ見マスト云フト、御氣ノ毒ニ感ジテ居ル所ガゴザイマスノデアリマスガ、限リアル資金ヲ以テ最モ能率ヲ擧ゲルト云フコトニ於キマシテ、是モ已ムヲ得ナイヤウナ次第デアゴザイマスノデアリマスガ、

○子爵大河内輝耕君 ソレデ事業界ノ方ニハ、事業ノ發達ハ其ノ爲ニ別ニ障礙ヲ受ケダト云フヤウナコトハ少シモアリマセヌデスカ

ノ審査ヲ致シマスニ當リマシテハ、モウ少シ資金ニ餘裕ガアツカラバト思ハレル點モゴザイマスガ、資金、物資ニ限リノアルコトデゴザイマスカラシテ、其ノ範圍内ニ於キマシテ出來ルダケノ努力ヲシテ、今御話ノヤウナ事業資金ノ擴充、生産力ノ擴充ニ努力ヲ致シテ參リマシタヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス

○子爵大河内輝耕君 サウスルト、何ダカ此ノ生産力擴充ガ資金ノ關係カラ幾ラカ制限ヲ受ケテ居ルヤウニ思ヘマスガ、政府ノ方ヂヤドウモマダ生産力ノ擴充ハ不十分ダト云フヤウニ御考ヘデセウカ

○政府委員(關原忠三君) 不十分トハ考ヘテ居ラヌノデアリマシテ、是カラ益、資金ヲ其ノ方面ニ注入シテ其ノ目的ヲ達シナケレバナラヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 サウスルト、實績ニ於テハ政府ノ目的ハ先づ達成サレテ居ルモノト、斯ウ承知シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(關原忠三君) 大體御説ノ通りデアリマス

○子爵大河内輝耕君 昨年度ハソレデ宜シイトイシテ、本年度ハ公債ノ額モ非常ニ多イヤウニ思ヒマス、此ノ額ハマア多少生産力擴充ノ方ニモ行キマセウケレドモ、又サウ

○子爵大河内輝耕君 先程ノ數字ト一緒ニ後刻申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス

○政府委員(太田正孝君) 速記ノ付キマシテハ、餘程金融機關ノ確実性ト云フコトヲヤラナケレバナラヌ、若シ此ノ爲ニ金融機關ガ崩レルヤウナコトガナケレバ、此ノ軍事目的モ達スルコトガ出来ナイノデゴザイマス、又公債ヲ募ルト云フコトト、二ツノ關係ニ於キマシテ其ノ點ハ特ニ注意シナケレバナラヌ點デゴザイマスガ、昨年相當多額ノ生産力擴充ニ關スル

○子爵大河内輝耕君 速記ヲ付ケテ戴キマセウ……ソレデハソレハ數字ガ出マシテカラ、又伺フコトニ致シマス、ソレカラ此ノ法トハゴザイマスガ、サウ簡単ニハ考ヘラレナイ狀況カト思ヒマス、デ、兩方然ルベク按配シテ、此ノ資金ヲ順調ニ流レラウマクデ居ルト存ジマス

○子爵大河内輝耕君 コニモ是ダケノ大額ノ範圍内ニナルベキコトハ勿論、一時ノク譯デスカ、其ノ點ハドウ解釋サレマスカ

○政府委員(太田正孝君) 申上ゲル迄モナスガ、斯ンナ風ニシテ澤山ノ公債ヲ出スト云フコトニナルト、資金調整ノ方ハ餘程考ヘテ掛ラヌケレバナラヌト思ヒマスガ、其程ヤカマシクヤラナケレバナラナイカ、又之ニ依ッテ生産力擴充ガ妨害ヲ受ケルト云フヤウナコトハアリマスマイカ、如何デセウ

○政府委員(太田正孝君) 最モ重要ナ論點デゴザイマシテ、生産力擴充ガウマク行カナケレバ、此ノ軍事目的モ達スルコトガ出来ナイノデゴザイマス、又公債ヲ募ルト云フコトト、二ツノ關係ニ於キマシテ其ノ點ハモウ政府ノ方モ無論御認メグラウト思フノデス、アト速記ヲ止メテ戴キマス

○委員長(公爵山縣有道君) 速記ヲ止メテ(速記中止)

○子爵大河内輝耕君 速記ヲ付ケテ戴キマ一時借入金、融通證券ヘ今迄出テ居ル公債額ト合シテ六十四億ヲ超スト言フコトハマア出來ナイ譯デゴザイマスカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(太田正孝君) 御言葉ノ通リデゴザイマシテ、一時借入金融通證券ハ近時特別會計ノ歲入ヲ以テ之ヲ償還スベシト云フコトニナシテ居リマスカラ、本會計ノ起債ソレトモ是ハ制限ガナク、ドンナニデモ行

措置トシテ借入又ハ發行スルモノニアリマス

ス勘定ニナッテ居ル譯デアリマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデ意味ガ分リマ

シタ、詰リ此ノ最高額ヲ超スコトガ出來ナ

イト、斯ウ云フコトグラウト思ヒマス、ソ

レデサウ云フコトデアレバ、別ニ斯ウ云フ

モノガナクテモ、公債デ宜ササウナモノデ

スガ、年度ノ關係モナシ、出サウト思ヘバ
出シテ、日本銀行デ引受ケサシテ、ソレデ
宜イノダシ、出納上必要アル場合モ餘り生
ジナイヤウニ思ヒマスガ、ソコノ點ハドウ

云フ必要デスカ

○政府委員(太田正孝君) 鬼ニ角多額ノ軍

事費ガ散布サレマスノデ、其ノ散布サレタ

狀況如何ニ依リマシテ、之ヲ短期ノ證券ニ

依ツテ資金ヲ作ツテ置ク方ガ德ナ場合モゴザ

イマスノデ、之ヲ使フ場合モ先へ行ツテモ相

當アルカトモ考ヘラレマス、其ノ時ノ資金

ノ散布狀況ガ餘程大キナ此ノ融通證券ヲ使

フ所ノ關係ニナルコト思フノデゴザイマ

ス

○子爵大河内輝耕君 サウシマスト、今ノ

御説明ニ依リマスト、是ハ國庫ノ遺緑カラ

モ無論必要デアルガ、ソレヨリモ寧ロ市場

ノ金融ノ調節ト云フ方ガ主タルモノノヤウ
ニ考ヘラレマスガ、サウ考ヘテ宜シウゴザ

イマスカ

○政府委員(太田正孝君) 主タルモノト云

フト、少シ何デゴサイマスガ、其ノ場合ニ

モ役立タシメヨウ、斯ウ云フ譯デゴザイマ

ス

○子爵大河内輝耕君 其處ハ能ク分リマシ

タ、ソレカラ次ニ此ノ特別會計ノ繰入金デ

スガ、何レ材料ガ出テ參リマセウガ、併シ

又稅ノ場合ノ詳細ナ研究モアラウト思ヒマ

スガ、稅ノ增加ノ仕方ハ、内地ト何デスカ、

餘リ變ラナイ程度ニ上ゲラレマスカ、ソレ

トモ大分段階ガアリマスカ、一々伺ヒマス

ノモ何デゴザイマスノデ、大體ノ御方針デ

宜シウゴザイマスガ……

○政府委員(太田正孝君) 稅ノ關係ハ此方

ト捕ツテ居ルモノバカリニナッテ居リマセヌ

イマスノデ、之ヲ使フ場合モ先へ行ツテモ相

當アルカトモ考ヘラレマス、其ノ時ノ資金

ノ散布狀況ガ餘程大キナ此ノ融通證券ヲ使

フ所ノ關係ニナルコト思フノデゴザイマ

ス

○子爵大河内輝耕君 圓ニ下ゲヨウトカ、朝鮮ニ於キマシテハ免

稅點ガツイ此ノ間法律ヲ直シタ關係モゴザ

イマスノデ、矢張リ八百圓ニ据置ク、臺灣

ノ方ハドウカト申シマスト云フト、千二百

圓ニスルトカ云フヤウナ工合ニ、今迄ノ稅

ノ關係デ主トシテヤツテ行キマスモノデス

カラ、少シク内地ト違ツタ點ガゴザイマス

ガ、方針ヲ申シマスト、大體ニ同ジヤウナ

上ガ方竝ニ新シイ稅ヲ設ケテ行カウト云フ

譯ニナッテ居リマス、例ヘバ通行稅ト申シマ

シテモ、朝鮮アタリニハソンナニ自動車關

係ガゴザイマセヌカラ、内地デハ汽車、電

車、自動車ニ對シテハ取ツテ居リマスガ、

朝鮮デハ取ラナイ、入場稅ナドニ付キマシ

テモ、内地ト、甚ダ低イ話ニナリマスガ、

活動寫眞ナドニ於キマシテモ、向フノ方ガ

ズット高クナッテ居ルノデアリマスガ、其ノ

免稅點ガ違フト云ッタヤウナ些細ノ點ハゴ

ザイマスガ、大體ノ意味ハ同ジ考ヘ方デア

リマシテ、成ルベクナラバ、同ジ建前デ、

事情ノ違ツテ居ルモノダケガ變ツテ居ル、斯

ト御了解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 此ノ繰入金額ノ八割

ノデ、例ヘバ朝鮮臺灣等ニ於キマシテ所得稅

ノ關係ナドモ違ツテ居リマスガ、一例ヲ申上

ゲテ見マスト云フト、内地ニ於キマシテハ

免稅點ガ千二百圓ニナッテ居リマス、之ヲ千

圓ニ下ゲヨウトカ、朝鮮ニ於キマシテハ免

稅點ガツイ此ノ間法律ヲ直シタ關係モゴザ

イマスノデ、矢張リ八百圓ニ据置ク、臺灣

ノ方ハドウカト申シマスト云フト、千二百

圓ニスルトカ云フヤウナ工合ニ、今迄ノ稅

ノ關係デ主トシテヤツテ行キマスモノデス

地ノヤウニ一パイ之ヲ軍事費特別會計ニ入

レルト云フヤリ方ヲ採ラズ、サウ云フ事變

關係ノ施設ナドニ使フ金ノ關係ナドモ考慮

ノ中ニ入レマシテ、八割ト致シタ譯デアリ

マス

○子爵大河内輝耕君 是ハチヨット考ヘル

ト、色々ニ今ノ御説明ニ依ルト、澤山事變

關係ノモノガ要ル所モアルノデセウシ、要

ラナイ所モアラウト思ヒマスガ、例ヘバ關

東局ダトカト云フヤウナ所ハ隨分要ルデセ

ウシ、朝鮮ノ方モ要リマセウケレドモ、關

東局デ要ルト云フ意味ニ於テ要ラナイト思

ヒマス、臺灣ノ方ハ相當ニ要ルニシテモ、

樺太ノ方ハ多少要ルガ、ソレ程要ラナイヤ

ウニ思ヒマス、ソコノ關係ハドウナッテ居リ

マスカ、能ク分リマセヌガ、皆二割ナラ不

公平ハナインデスガ、ソレトモドウモ仕方

ガナイト云フコトデアリマセウカ、ドウデ

スカ

○政府委員(谷口恒二君) 各外地ニ於キマ

シテ此ノ事變關係ノ施設ヲ要シマス程度ニ

付キマシテハ、只今大河内子爵ノ仰セノ通

リデアリマシテ、必ズシモ同一デナインデ

アリマシテ、併シナガラ之ヲ其ノ程度ヲ能

ク精査致シマシテ、正確ニ不同ヲ付ケマス

コトモ是亦ナカノ困難デゴザイマシテ、

先づサウ云フ軍事ノ施設ニ相當ノ經費要ルモノデアルト云フコトヲ考ヘマシテ、差等ヲ付ケナイデ、外地ハマア一應大體ノ腰撓メト致シマシテ、同一ノ割合ヲ差引クト云フヤウナコトニ致シタ次第アリマス。

○政府委員(關原忠三君) 先程大河内子爵ノ御質問ノ十二年度公債ノ發行ノ未濟額、十三年度ノ發行ノ豫定額、即チ合計シテ今後發行スペキ公債額ノ總額ハドレダケデアルカト云フ御質問ト承リマシタ、十二年度ニ於キマシテハ一般會計、特別會計ヲ通ジマシテ發行豫定額ガ三十三億九千四百萬圓デゴザイマシタガ、其ノ中節減繰越及使用見合セ額ガ一億八千餘萬圓ゴザイマスノデ、差引キマスト、所要額三十二億一千三百萬餘圓デゴザイマス、之ニ對シマシテ今日迄ニ十九億發行致シマシタカラ、十三億千三百萬餘圓ガ發行未濟額トシテ残ッテ居ルノデゴザイマス、十三年度新規公債ノ發行豫定ニ付キマシテハ、當初御協賛ヲ經マシタモノガ、一般會計特別會計ヲ通ジマシテ八億六千餘萬圓デゴザイマス、之ニ對シマシテ追加豫算ヲ以チマシテ一般會計ニ於テ七千三百餘萬圓、臨時軍事費特別會計ニ於キマシテ四十四億五千三百萬圓、

合計致シマシテ四十五億二千六百萬圓デ

ゴザイマスノデ、之ヲ當初ノ八億六千七百圓ニ加ヘマスト云フト、五十三億八千七百餘萬圓デゴザイマス、從ヒマシテ先程申上ゲマシタ十二年度ノ發行未濟額ノ十三億千ヲ加ヘマスト、六十七億餘萬圓ニナル計算デゴザイマス、尙只今附加ヘテ申上ゲマスガ、六十七億ト申上ゲマシタガ、尙今後追加豫算トシテ御協賛ヲ經マスモノニ付キマシテモ、財源ヲ公債ニ仰グモノガアルノデアリマス、ソレカラ先程申上ゲマシタ臨時資金調整法ノ施行ニ關スル計數デゴザイマスガ、先程大體ノコトヲ申上ゲマシタガ、數字デ申上ゲマスト云フト、事業設備資金ノ調整標準ニ依リマシテ、金融機關ガ貸付ケマシタ總額ハ、本法ノ施行以來昨年末迄ノ統計ニ於キマシテ二億七千九百餘萬圓デアリマス、ソレヲ先程申上ゲマシタ甲、乙、丙ニ分マスト云フト、甲ガ一億餘萬圓デ、七割二分ニ當ッテ居リマス、乙ガ六千七百萬圓デ二割四分ニ當ッテ居リマス、丙ガ千百萬圓デ四分ニ當ッテ居ルノデゴザイマス、即チ先程申上ゲ百餘萬圓ナノデゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 大藏大臣態々御出席下サイマシテ、誠ニ何デスガ、モウ一點數字上ノコトヲ政府委員ニ御確メシテ置キタインデアリマス、昨年ハ大分生産力ノ擴充が成功シテ、餘程ナ數字ニ瓦ツタヤウデ、三十億トカ云フヤウニ聽イテ居リマスガ、大分ニシカ當ラナイノデゴザイマス、ソレカラ

業資金ノ認可ノ數字ガ九億五千萬圓デゴザイマシテ、是モ甲類ニ於テ五億七千三百萬圓デ、全體ノ六割五分ニ當ッテ居リマス、乙類ガ三百萬圓ト、此ノ五十三億八千七百餘萬圓ヲ加ヘマスト、一割五分ニ當ッテ居リマス、丙類ハ一億四千萬圓デ一割五分ニ當ッテ居リマス、是モ丙類ニ付テハ先程申上ゲマスタークナ事情ナノデゴザイマス、ソレカラ

事業設備ノ擴張ニ付キマシテノ全體ノ數字ヲ申上ゲマスト云フト、第一ニ舉ゲマシタ

○子爵大河内輝耕君 ソレデハソレダケデ大藏大臣ニ御尋致シマスガ、只今政府委員カラ伺ヒマシテ、大體ノ意味ハ能ク了承致シマシタ、決シテソレデ不滿足ナ譯デモ何デモアリマセヌガ、尙方針ノ問題トシテ一應御確メシテ置キタイト思フノデアリマスガ、何分ニモ非常ニ大キナ資金ヲ來年ハ要スルノ

○政府委員(關原忠三君) 其ノ種類ハ大體ドンナモノデスカ

○子爵大河内輝耕君 其ノ種類ハ大體ドンナモノデゴザイマセウカ

○子爵大河内輝耕君 其ノ種類ハ大體ドンナモノデゴザイマセウカ

○子爵大河内輝耕君 其ノ種類ハ大體ドンナモノデスカ

○委員長(公爵山縣有道君) 速記ヲ止メテ

○委員長(公爵山縣有道君) 速記ヲ始メ

テ……他ニ大臣ニ御質疑ノ委員ハオアリニ
ナリマセヌデスカ

○子爵大河内輝耕君 先程ノ材料ハ出來マ

シタデスカ、マダ出來マセヌカ

○委員長(公爵山縣有道君) 他ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ

○子爵大河内輝耕君 アノ材料ガ出來テ來

マセヌモノデスカラ……質問モ極ク簡単デ
ハゴザイマスガ、少シ残ッテ居リマス

○委員長(公爵山縣有道君) 材料ガ出來テ
カラデゴザイマスカ

○子爵大河内輝耕君 ハア、其ノ外ハゴザ
イマセヌ

○政府委員(關原忠三君) 先程總額ニ付キ
マシテ申上ゲマシタガ、尙モウ少シ詳シク
申上ダマスカ

○子爵大河内輝耕君 ソレハ表ヲ戴イテカ
ラ願ヒマス、表ヲ戴イテカラ表ニ付テ御說
明ヲ戴ク方ガ私ノ方ハ分リ宜ウゴザイマス、
宙ニ伺ッテハチョット頭ニ入リニクウゴザイ
マスカラ……尙一つ願ツテ置キタイノハ、茲
ニアノ参考書ガゴザイマスガ、此ノ参考書
ハ便宜上速記録ニ載セテ置イテ戴キタイト
思ヒマス

○委員長(公爵山縣有道君) 御諸リ致シマ
スガ、本日ノ會議ハ此ノ程度デ止メタイト

○子爵大河内輝耕君 先程ノ材料ハ出來マ

シタデスカ、マダ出來マセヌカ

○委員長(公爵山縣有道君) 他ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ

○子爵大河内輝耕君 アノ材料ガ出來テ來

思ヒマス、如何デゴザイマス、御異議ゴザ
イマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵山縣有道君) 次回ハ明後日
午前十時ヨリ開會致シマス、散會致シマス

午前十一時三十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵山縣 有道君

副委員長 子爵高橋 是賢君

委員

侯爵淺野 長之君

子爵大河内輝耕君

男爵松尾 義夫君

子爵綾小路 護君

男爵長 基連君

遠藤 柳作君

土方 久徵君

内藤 久寛君

江口 定條君

名取 忠愛君

國務大臣 大藏大臣 賀屋 興宣君

政府委員

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏省主計局長 谷口 恒二君

大藏省理財局長 關原 忠三君

大藏書記官 入江 昂君
同 松隈 秀雄君

拓務書記官 副島 勝君

昭和十三年三月十四日印刷

昭和十三年三月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局